

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年10月14日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年11月 4日 午前 8時30分から 令和 8年11月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8年11月17日 午前10時00分 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年12月 8日 午前 9時40分 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年10月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



513

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,702,000 2,961,600	一括	740,400	22,732	5,725
1	871,000				
2	3,000				
3	2,828,000				
				</	



物 件 目 録

- 1 所 在 美祢市大嶺町東分字下西
 地 番 1847番2
 地 目 宅地
 地 積 199.33平方メートル

- 2 所 在 美祢市大嶺町東分字下西
 地 番 1846番5
 地 目 雑種地
 地 積 8.25平方メートル

- 3 所 在 美祢市大嶺町東分字下西1847番地2
 家屋 番号 1847番2
 種 類 居宅
 構 造 木造セメント瓦葺2階建
 床 面 積 1階 72.87平方メートル
 2階 23.18平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 26 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1 ～ 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 2】

隣地（地番 1846 番 4）、里道（別紙土地建物位置関係図の「里道」の部分）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

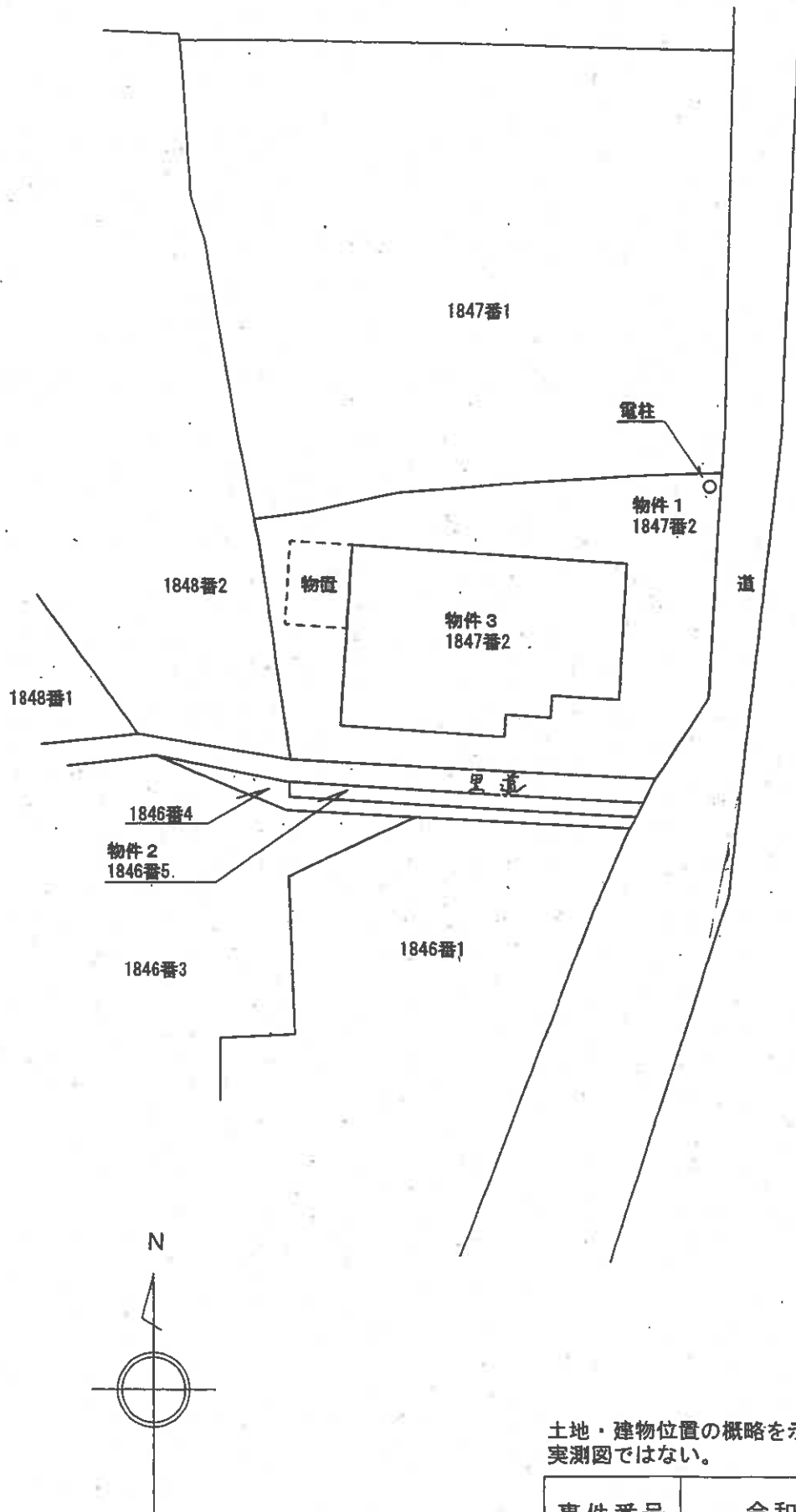
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 美祢市大嶺町東分字下西 |
| | 地 番 | 1847番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 199.33平方メートル |
| 2 | 所 在 | 美祢市大嶺町東分字下西 |
| | 地 番 | 1846番5 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 8.25平方メートル |
| 3 | 所 在 | 美祢市大嶺町東分字下西1847番地2 |
| | 家屋 番号 | 1847番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 72.87平方メートル
2階 23.18平方メートル |





縮尺：約1/250

土地・建物位置の概略を示した図面であり、
実測図ではない。

事件番号

令和8年(ケ)第33号

土地建物位置関係図

令和8年（ケ）第33号

令和8年6月5日受理

令和8年7月21日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所

執行官 金川直樹

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 美祢市大嶺町東分字下西
 地 番 1847番2
 地 目 宅地
 地 積 199.33平方メートル
- 2 所 在 美祢市大嶺町東分字下西
 地 番 1846番5
 地 目 雑種地
 地 積 8.25平方メートル
- 3 所 在 美祢市大嶺町東分字下西1847番地2
 家屋 番号 1847番2
 種 類 居宅
 構 造 木造セメント瓦葺2階建
 床 面 積 1階 72.87平方メートル
 2階 23.18平方メートル



(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 本件建物には、私が家族とともに居住しています。 2 以前、本件建物で雨漏りがありましたが、修繕済みです。 現在、本件建物について特段の損傷箇所や不具合がある箇所はありません。 3 本件建物の設備等で、リースを受けている物や所有権留保が付けられている物はありません。 3 物件2土地は、里道及び地番1846番4の土地と一体として道路となっており、地番1846番4土地所有者とお互いに自由に通行しています。 4 物件1土地の境界について紛争があるなどの問題はありません。 (令和8年6月16日付け回答書及び7月14日口頭聴取の要旨)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、関係人の陳述、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物は、債務者兼所有者が家族とともに居住して占有しているものと認められる。
- 3 本件建物に付合した物置がある。
- 4 現地での概測の結果、物件1土地の形状は概ね14条地図のとおりであると思われる。
- 5 物件2土地は里道、地番1846番4の土地とともに通路として一体的に利用されており、里道、物件2土地、地番1846番4土地の相互の境界は不明確である。
- 6 物件1土地北東角付近に電柱がある。
- 7 上記意見は関係人の陳述に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月8日(月)	執行官室	美祢市役所に間取図請求(郵送) 中国電力ネットワーク株式会社に調査嘱託書郵送 債務者兼所有者に照会書郵送
8年6月15日(月) 9:01~9:02	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書、公図等交付請求
8年6月15日(月) 15:15~15:20	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書、公図等受領
8年6月16日(火) 12:50~13:30	物件所在地	物件確認、写真撮影
8年6月17日(水)	執行官室	中国運輸局山口運輸支局に車両照会書郵送
8年6月23日(火)	執行官室	債務者兼所有者に現況調査期日通知書郵送 評価人に間取図等資料郵送
8年7月14日(火) 13:50~14:10	物件所在地	物件調査(評価人、解錠技術者、立会人同行)、写真 撮影、債務者兼所有者から聞き取り(口頭)

(特記事項)

☒ 令和8年7月14日

目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

登記年月日：昭和55年8月6日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(山口地方建設局字部支局管轄)
令和8年6月15日 山口地方建設局下関支局

登記官

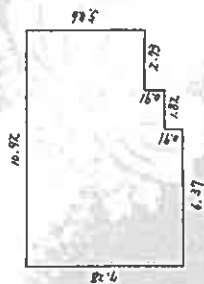
(7 枚目)

各階平面図

建物図面 (各階平面図)

家屋番号	1847-2
建物の所在	美祿市大瀬町東分 字下西 1847番地2

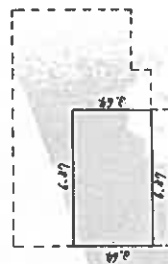
1 階



求 積 $7.28 \times 6.37 = 46.3736$
 $6.37 \times 1.82 = 11.5934$
 $5.46 \times 2.73 = 14.9058$
計 72.8728

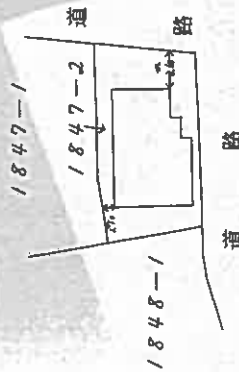
床面積 72.87㎡

2 階



求 積 $3.64 \times 6.37 = 23.1868$

床面積 23.18㎡



単位 M

0515856

作製者
土地家屋
調査士

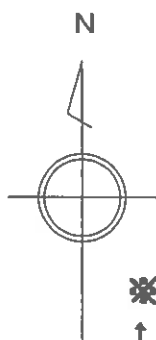
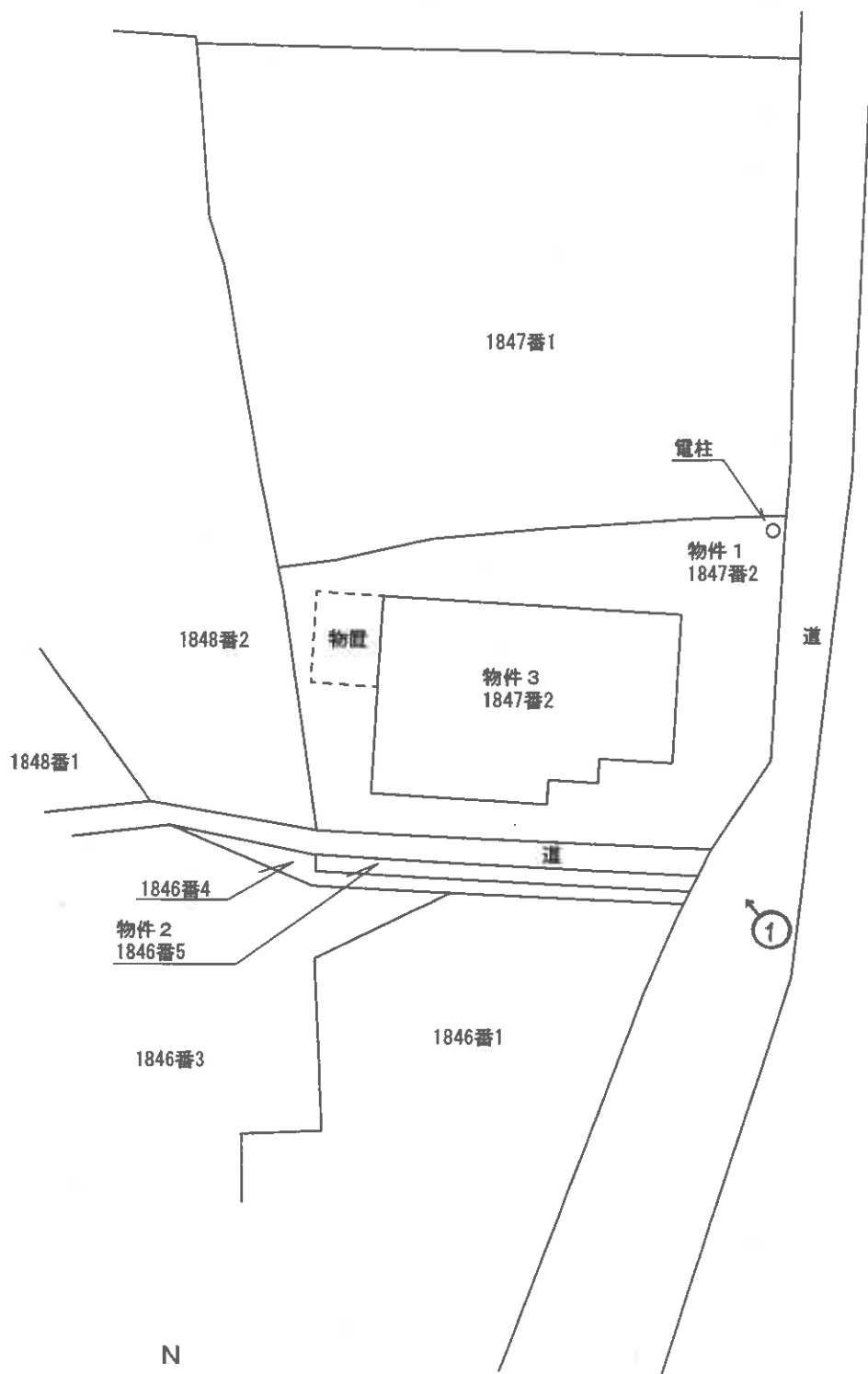
申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

5年8月5日(作製)
山口県土地家屋調査士会 用紙

縮小 (A3→A4)



※ 評価人作成図面

↑
○ 写真撮影位置方向

縮尺：約1/250

土地・建物位置の概略を示した図面であり、
実測図ではない。

事件番号

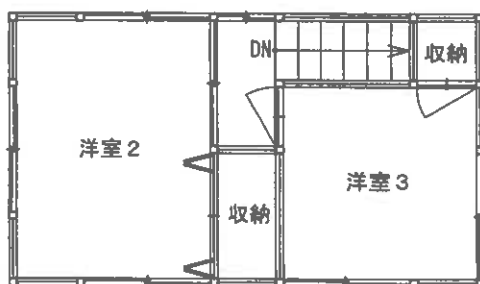
令和8年(㍻)第33号

土地建物位置関係図

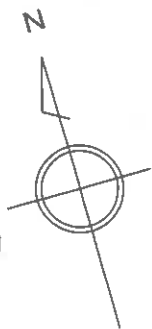
(8 枚目)



1 階



2 階



※ 評価人作成図面

↑ 写真撮影位置方向

目視可能な範囲に基づいて、間取りの概要を示すことを趣旨として作成した図面であり、精度の高いものではない。

事件番号	令和8年(ケ)第33号	
家屋番号	1847番2	縮尺: 約1/100
間 取 図		



写真01

本件建物の外観



写真02

1階

LD



写真03

浴室

令和8年(ケ)第33号

令和8年7月14日 現地調査

令和8年7月23日 評 価

山口地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤井 正隆

第1 評 価 額

一 括 価 格			
金 3,702,000 円			
内 訳 価 格			
物 件 1 (土 地)	金	871,000	円
物 件 2 (土 地)	金	3,000	円
物 件 3 (建 物)	金	2,828,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2、3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評 価 の 条 件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	美祢市大嶺町東分字下西 1847番2 宅地 199.33 m ²	左記にほぼ同じ
2	所 在 地 番 地 目 地 積	美祢市大嶺町東分字下西 1846番5 雑種地 8.25 m ²	道路
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	美祢市大嶺町東分字下西1847番地2 1847番2 居宅 木造セメント瓦葺2階建 1階 72.87m ² 2階 23.18m ² 96.05m ²	左記にほぼ同じ
番号	特 記 事 項		
	※法務局備付の公図及び、地積測量図、建物図面等を基に現地で位置・形状・面積等の確認を行い、土地建物位置関係図等の図面を作成しているが、土地については概ね法務局備付の公図のとおりであると思われるため、評価においては公簿面積を採用することとした。また建物については概ね建物図面のとおりであると思われるため評価においては公簿面積を採用することとした。		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位置・交通	J R 美祢線『美祢』駅の北方約700m【道路距離】 最寄バス停『美祢駅』の北方約700m【道路距離】		
付近の状況	対象地は J R 美祢線『美祢』駅の北方約700m 付近に位置する中規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域に存する。		
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的条件を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域(非線引区域) 第1種低層住居専用地域 40% 60% 無 高さ制限(10m)、日影規制、道路斜線規制、北側斜線規制、居住誘導区域、宅地造成等工事規制区域	
画地条件	物件1 面積	199.33㎡	間口：約 13m 奥行：約 18m 形状：ほぼ整形 接面状況：角地 地勢：ほぼ平坦地
接面道路の状況	物件1の東側 幅員 約5.2～5.5m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高 ※建築基準法第42条第1項第1号道路 物件1の南側 幅員 約2.2～2.5m 舗装 道路 高低差 0～約1m高 ※建築基準法第42条第2項道路（道路中心線より2mのセットバックが必要である）		
土地の利用状況等	現状は物件1は物件3の建物の敷地、物件2は道路 隣地は戸建住宅等 発令外建物 なし		
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		

特 記 事 項	※ 物件2：1846番5（8.25㎡）は公簿地目が雑種地であるが、現況は道路であり、当該道路は建築基準法上の道路である。また物件2土地は里道及び1846番4の土地とともに一体的に利用されているようである。これらの土地の境界は不明確であるので、十分に留意が必要である。なお、物件2は道路であるため、画地条件等の記載を省略する。 ※ 埋蔵文化財包蔵地の指定：美祢市教育委員会への照会によれば、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「下領遺跡B地区」の範囲にある。したがって土木工事等（宅地開発、住宅建設、その他土地の掘削を伴う事業）を実施する場合、文化財保護法第93条の規定により、工事着手60日前までに埋蔵文化財発掘の届出が義務付けられている。またこの届に対して山口県から指導事項が通知されることになる。よって今後の事業計画等がある場合は、美祢市教育委員会文化財保護課に協議の上、計画調整を図る必要があるとのことであるので、埋蔵文化財の取り扱い等に関して十分に留意が必要である。 ※ 土壌汚染について：山口県宇部環境保健所への照会、地歴、現地調査等により調査した範囲においては、土壌汚染の可能性は少ないと判断するも、究極的には当該個別的要因は不明につき考慮外として評価する。 ※ 物件1土地には土地建物位置関係図記載の場所に電柱が存するので、十分に留意が必要である。
----------------	--

2. 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記簿記載）： 昭和55年8月5日 新築 経過年数 ： 約46年 経済的残存耐用年数 ： 経済的耐用年数を超過と判断
仕 様	構 造 ： 木造2階建
	屋 根 ： セメント瓦葺
	外 壁 ： モルタルリシン吹付、杉板、タイル等
	内 壁 ： クロス、砂壁等
	天 井 ： クロス、数目天井等
	床 ： フローリング、畳等
	設 備 ： 給排水設備、洗面、キッチン、トイレ、風呂等
	そ の 他 ： －
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途： 居宅 間 取 り： 別添間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	※経年相応
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	※ 本件建物は新築後約46年経過しており、リフォーム済みの部屋も存するが、保守管理の状態は経年相応である。なお、雨漏りその他建物の瑕疵（アスベスト含有建材の有無、白蟻等の害虫の有無等を含む）については詳細不明である。また本件建物には差し掛け物置が存する。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1～2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	12,400	103 / 100	199.33	95 / 100	2,419,000
2	12,400	5 / 100	8.25	100 / 100	5,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 美祿（県）-2

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $13,400 \text{ 円/㎡} \times 99.3 / 100 \times 100 / 101 \times 100 / 106 = 12,400 \text{ 円/㎡}$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：方位による補正。

◇ 地域格差：街路・交通・環境・行政的条件等を考慮した。

イ 個別格差： 下記のとおり。

物件1

個別的要因	個別的要因(細項目)	増 減 価 率	
画地条件	方位	3	103 / 100
画地条件	角地	1	101 / 100
その他	セットバック	▲ 1	99 / 100
個 別 格 差 (相乗積)			103 / 100

物件2

個別的要因	個別的要因(細項目)	増 減 価 率	
その他	現況道路	▲ 95	5 / 100
個 別 格 差 (相乗積)			5 / 100

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現 況 延 床 面 積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ＝エ
3	195,000	96.05	0.20	3,746,000

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率： 本件建物は経済的耐用年数を超過していること等を考慮し、建物維持管理の状態、内部立入調査による観察等に基づいて、現価率を査定した。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地（物件1）については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	2,419,000	40%	法定地上権	968,000
				968,000

イ 土地利用権等割合：物件1の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) (1①オ・1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	市 場 性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	2,419,000	▲ 968,000		1.00	0.60	871,000
2	5,000			1.00	0.60	3,000
3	3,746,000	+ 968,000	1.00	1.00	0.60	2,828,000
一 括 価 格 (合 計)						3,702,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格【美祢(県)－2】

所 在 : 美祢市大嶺町東分字則重3364番
価 格 : 13,400 円/㎡
位 置 : JR美祢線「美祢」駅の北東方、道路距離約330mに位置する。
価 格 時 点 : 令和 7 年 7 月 1 日
地 積 : 386㎡
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 道 路 : 北西側 5 m 市道 に接面 (南側道)
用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅の中に店舗等も見られる住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和8年度)

物件1 : 1,709,454 円
物件2 : 0 円
物件3 : 1,338,867 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(美祢市役所『美祢都市計画図』縮尺1:2,500)
- 2 不動産登記法第14条第1項記載の地図写し(法務局備付)
- 3 地積測量図写し(法務局備付)
- 4 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図
- 7 現況写真【1枚】

以 上

位置図

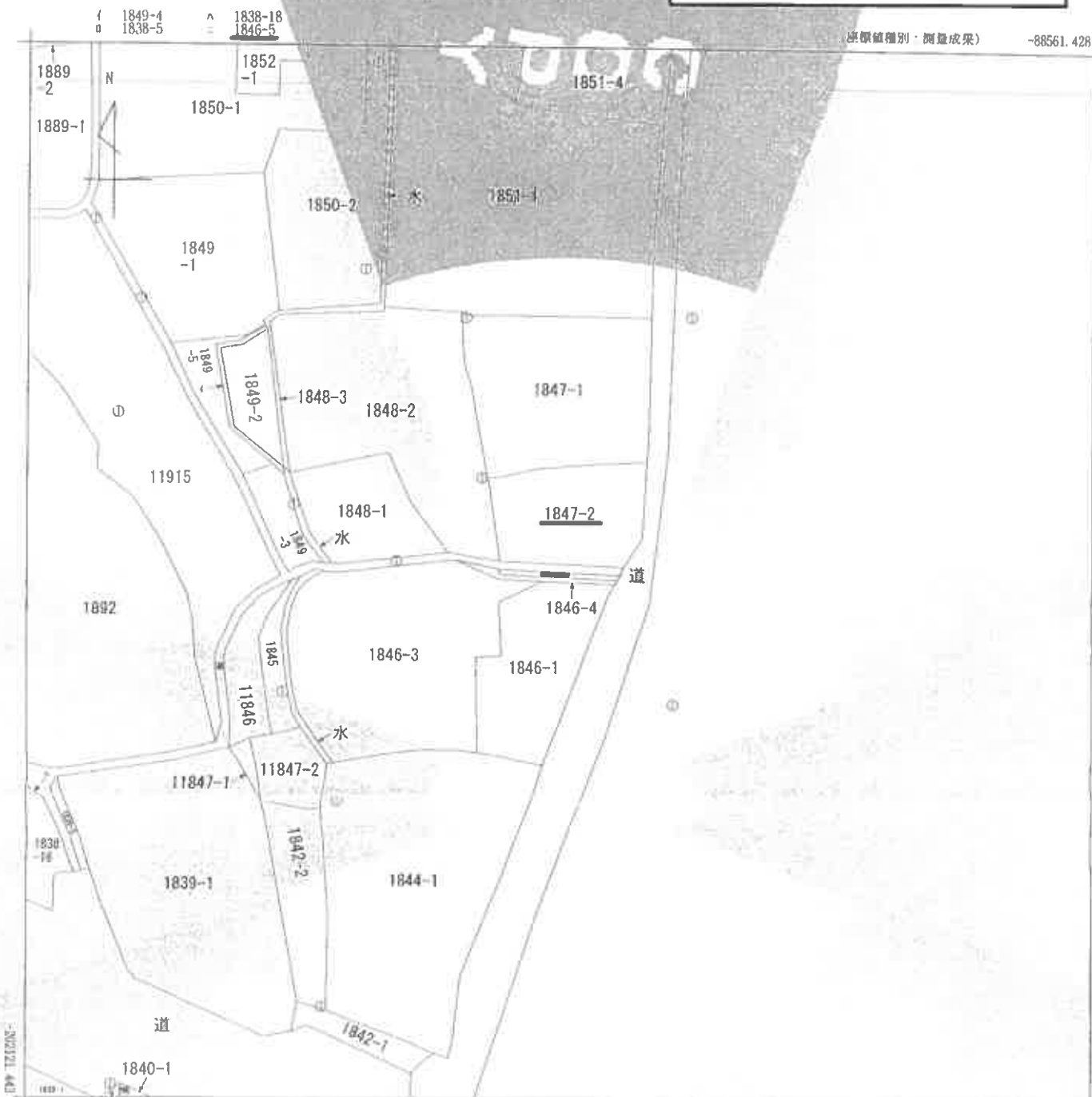


美希市役所「美希都市計画図」より転載

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

(座標値種別・測量成果) -88561.428

-201955.443



(座標値種別・測量成果)

大横町東分
地番区域見出

請求部	所 在	美祢市大嶺町東分字下西					地 番	1846番5	
出力 縮尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系 番号又は記号	国	公積	地籍法第14条第1項	種類	地籍図
作成 年月日	平成19年1月				地 番 年月日	平成21年2月		地 番 年月日	

これは地図に記載されている内容を説明した書面である。
(山口地方税務局宇部支局管轄)
令和8年4月17日
東京法務局

これは図面に記録されている内容を証明する圖面である
(山口地方法務局支部支局普請)
令和8年4月17日 東京法務局

主 地 所 在 図 図
地 積 測 量 図

地 番	1846-4 1846-5
土地の所在	東京都大田区東大田

前	1846-4 後	1846-4 新	1846-4-5
---	-------------	-------------	----------

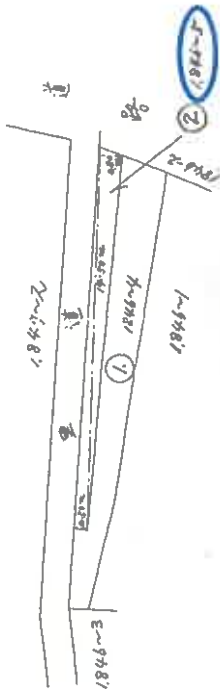
昭和43年10月21日 登記

作 製 年 月 日
昭和 43 年 10 月 5 日

作 製 者
[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]



② 1846-5 米 獲

$$\begin{aligned} 14.50 \times 0.80 &= 11.60 \text{ m}^2 \\ 14.50 \times 0.50 &= 7.25 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{計} \quad 18.85 \text{ m}^2 \\ 18.85 \div 2 &= 9.425 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

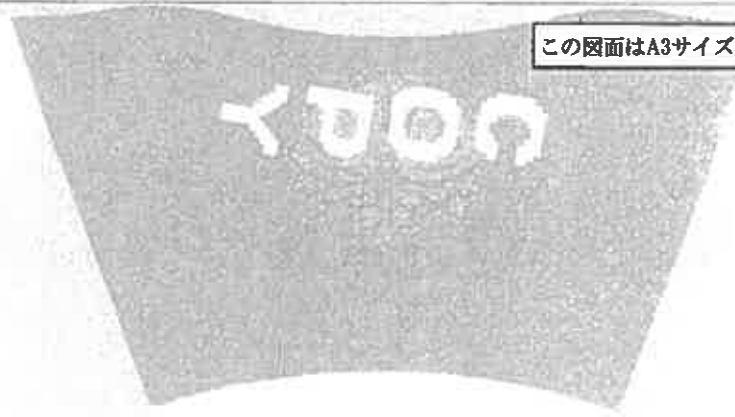
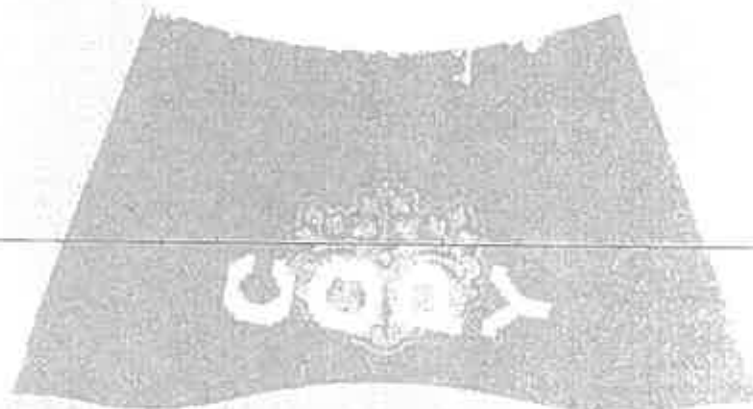
この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

0513738

縮 尺	1/200	1/
-----	-------	----

(1) 平成21年3月6日
本図面は国土調査実施前提出図面である。



この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

登記地番: 昭和55年8月5日

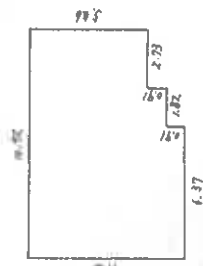
（これは図面に記載されていず、内容を確認した図面である）
（山口県庁建設部登記課）
昭和55年4月17日 登記出納印

各階平面図

建物図面
(各階平面図)

家屋番号	1847-2
建物の所在	美祿市大嶺町東分 字下西 1847番地2

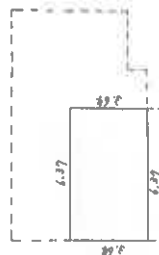
1 階



求積 $7.28 \times 6.37 = 46.3736$
 $6.37 \times 1.82 = 11.5934$
 $5.46 \times 2.73 = 14.9058$
計 72.8728

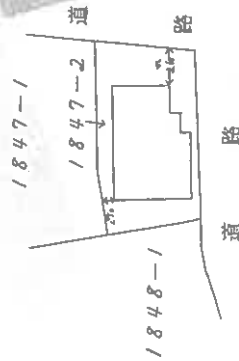
床面積 72.87 m^2

2 階



求積 $3.64 \times 6.37 = 23.1868$

床面積 23.18 m^2



単位 M

0515856

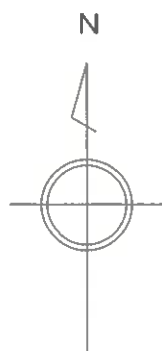
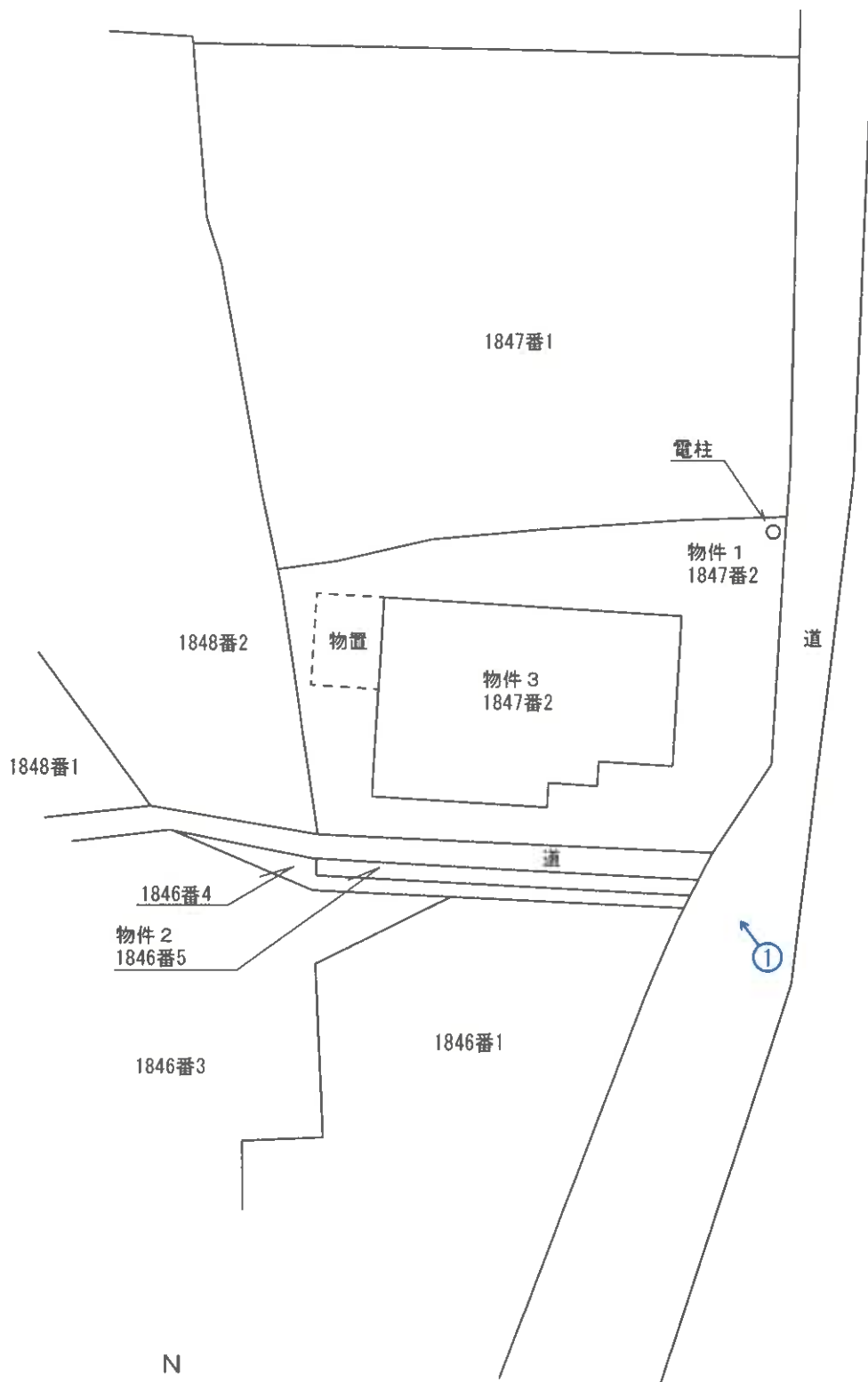
作製者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会館



①は、写真撮影位置

縮尺：約1/250

土地・建物位置の概略を示した図面であり、
実測図ではない。

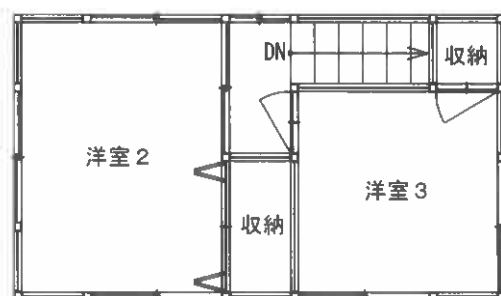
事件番号

令和8年(ケ)第33号

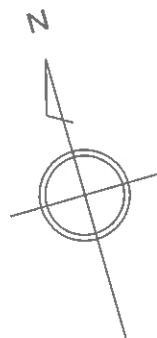
土地建物位置関係図



1 階



2 階



目視可能な範囲に基づいて、間取りの概要を示すことを趣旨として作成した図面であり、精度の高いものではない。

事件番号	令和8年(ケ)第33号	
家屋番号	1847番2	縮尺：約1/100
間 取 図		



① 本件土地建物

現 況 写 真